

第八十回国会 大蔵委員会 議録 第二十二号

昭和五十二年四月二十日(水曜日)

午後零時五十九分開議

出席委員

委員長 小淵 惠三君

理事 小泉純一郎君

理事 保岡 興治君

理事 佐藤 親樹君

理事 坂口 力君

愛知 和男君

小此木彦三郎君

鴨田 宗一君

佐野 嘉吉君

西田 司君

堀之内久男君

村山 達雄君

山崎武三郎君

伊藤 茂君

大島 弘君

沢田 広君

村山 喜一君

宮井 泰良君

高橋 高望君

加地 和君

理事 野田 毅君

理事 山下 元利君

理事 山田 耻目君

理事 永末 英一君

池田 行彦君

大石 千八君

後藤田正晴君

砂田 重民君

原田 憲君

村上 茂利君

毛利 松平君

山下 徳夫君

池端 清一君

川崎 寛治君

只松 祐治君

貝沼 次郎君

宮地 正介君

荒木 宏君

永原 稔君

出席國務大臣

大蔵 大臣 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵大臣官房長 長岡 實君

大蔵省主計局次 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省関税局長 旦 弘昌君

委員外の出席者

衆議院法制局第 齋藤 義道君

二部長

大蔵委員会調査 末松 経正君

室長

委員の異動

四月二十日

辞任

丹羽 久章君

林 大幹君

山中 貞則君

伏木 和雄君

小林 正巳君

同日

辞任

小此木彦三郎君

西田 司君

堀之内久男君

宮井 泰良君

加地 和君

補欠選任

小此木彦三郎君

西田 司君

堀之内久男君

宮井 泰良君

加地 和君

補欠選任

丹羽 久章君

林 大幹君

山中 貞則君

伏木 和雄君

小林 正巳君

四月二十日

狭山市ジョンソン飛行場住宅地区の跡地利用に

関する請願外一件(山口敏夫君紹介)(第三五八

七号)

同外一件(宮地正介君紹介)(第三六六号)

付加価値税新設反対に関する請願(山田耻目君

紹介)(第三六六五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時

措置法案起草の件

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のため

の財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提

出第七三号)

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律

案(内閣提出第五一号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

この際、昭和五十一年分所得税の特別減税のため

の臨時措置法案起草の件について議事を進めま

す。

本件につきましては、先般理事会等において

しばしば各党間の御協議を願っていたのでありま

すが、その協議が調い、お手元に配付いたしまし

たような草案を作成した次第であります。

まず、本草案の趣旨及び内容を御説明申し上げ

ます。

本案は、最近における社会経済情勢に顧み、中

小所得者の所得税負担を軽減する等のため、お

むね次のように昭和五十一年分の所得税を減額

し、これを昭和五十二年において還付する措置を

講じようとするものであります。

すなわち、第一に、減税の対象となりますのは

昭和五十一年分の所得税であります。ただし、利

子配当所得の源泉分離課税に係る税額、割引債の

償還差益の源泉分離課税に係る税額、付帯税等を

含めないこととしております。

第二に、減税額は、本人六千円、控除対象配偶

者または扶養親族一人につき三千円の額で計算し

た合計額とし、還付される額は昭和五十一年分所

得税額を限度とすることとしております。

第三に減税の方法であります。給与所得者に

ついては、転職した者、退職した者等特殊な者を

除いて、原則として本年六月または七月に勤務先

から還付することとしております。その他の者

すなわち確定申告をした者等については税務署か

ら還付することとしております。

なお、昭和五十二年六月二日以後に昭和五十

一年分所得税について確定申告書の提出、更正また

は決定などが行われる場合には、特別減税額を控

除して税額を算出することとしております。

第四に、特別減税を受けることができる者が死

亡したときは、相続人がその権利を承継すること

としております。

第五に、特別減税額に係る国に対する請求権は、

昭和五十二年六月二日以後に申告すべき者にあつ

ては、昭和五十一年分の所得税につき更正または

決定をすることができる日まで、その他の者にあつ

ては特別減税額に係る還付金を昭和五十一年

分の所得税の還付金とみなして取り扱い、その請

求をすることができる日から五年間行使すること

ができることとしております。

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時

措置法案

(本号末尾に掲載)

○小淵委員長 別段御発言もありませんので、こ

の際、衆議院規則第四十八条二の規定により、内

閣において御意見があれば発言を許します。坊大

蔵大臣。

○坊務大臣 この法律案につきましては、政府

といたしましては諸般の事情に照らしてやむを得

ないものと考えます。

○小淵委員長 お諮りいたします。

この起草案を委員会の成案とし、これを委員会

提出の法律案として決定するに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十二号

昭和五十二年四月二十日

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小淵委員長 次に、内閣提出、昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。坊大蔵大臣。

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○坊国務大臣 たいま議題となりました昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十一年分の所得税の特別減税の財源措置につきましては、過日の六党合意により政府において対処することとされましたが、その後政府において検討の結果、特別減税実施のための特別措置として、昭和五十一年度の特別公債の本年三月末現在における発行残額のうち、特別減税の財源を確保するのに必要な金額を限り本年五月三十一日まで発行するとともに、昭和五十一年度の租税収入の予算額を上回る増加、歳出の不用及びこの公債発行に係る収入等により昭和五十一年度新たに発生する剰余金を特別減税の財源に充てることとし、このため必要な立法措置を講ずることとした次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。まず、財政法第六條第一項は、各年度の歳入歳

出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金金の償還財源に充てなければならぬこととしておりますが、昭和五十一年度の剰余金についてはこの規定は適用しないことといたしております。

次に、昭和五十一年度の特別公債について、その本年三月末における発行残額の範囲内で、特別減税の財源を確保するのに必要な金額を限り、本年五月三十一日までの間においてこれを発行することができるとしてあります。また、この公債に係る収入は昭和五十一年度所屬の歳入とする

ことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小淵委員長 これより質疑に入るのであります。質疑の申し出がありませんので、本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。愛知和男君。

○愛知委員 私は、自由民主党を代表いたしました昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案に賛成の意見を述べさせていただきます。

委員各位におかれましてはすでに御承知のとおり、過日の六党合意により、たいまの特別減税法案に係る所要の財源措置については政府において対処することとされてきたところであります。減税法案を委員長提案するに当たり、その財源についても同法案の中で措置するのが施策の一貫性から申ししても、また大蔵委員会の立場をいたしまして、望ましい姿であったと考えるものであります。しかし今回、種々の経緯もあり、財政措置につ

いては政府から提案されたわけでありませんが、減税法と一体をなすものとして本日減税法案と同時に審議されますことは、まことに適切な処理であると考えらるものであります。

さて、減税に要する財源につき、本法律案におきましては、まず第一に財政法第六條第一項の規定、すなわち、各年度の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を国債の償還財源に充てなければならぬこととしている規定を五十一年度剰余金を限って適用しないこととして、剰余金すべてを減税財源に充て、さらに不足する分については、五十一年度特別公債の発行残額があることにより、その範囲内で必要な金額を限り、五十二年五月三十一日までの出納整理期間内において五十一年度特別公債の発行ができることとしているものであります。

施策の実施には財源の裏づけが必要であることは言うまでもございませんが、今回の特別減税の財源を確保するためにこのような財政法上の特別措置となる立法措置を講ずることは、いわば異例の措置ではあります。今日の財政の状態を初め諸般の情勢を考慮いたしますと、ほかに適切な措置を見出しがたいので、必要やむを得ないものとして本法律案に賛成の意を表明するものであります。

しかしながら、今回の特別減税がいれば異例の財源措置を講ずることによって初めて可能となつた事実を銘記しなければならぬと考えるものであります。今後ますます厳しさを増す財政事情のもとでの国の施策のあり方につき、貴重な教訓を残したものと存するものであります。

政府におかれましては、財政体質の改善、合理化に一層の努力を傾注し、財政の健全化を強力に推進されんことを強く要請いたしまして、本案に對する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○山田(耻)委員 私は、日本社会党を代表して、たいま提案されました昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案に對し、反対の討論を行うものであり

ます。不況下のインフレ物価高によって勤労国民の生活は圧迫され、少しばかりの資金引き上げも帳消しとなつてゐることは、従来の例が端的に示しているところであります。しかもその上に、各目所得上昇に伴う所得税負担の増加が実質増税となつて生活難に追い打ちをかけていることも事実であります。このようなインフレによる課税最低限の実質的低下と実質増税に對して、低所得者層を中心に減税を実施し、生活防衛政策の一環にしようとするのが今年度の所得税減税要求でありました。

今回の三千億の追加減税の実現は、かかる意味からいって十分とはいへませんが、それなりに大きな意義を持つことも否定できません。すなわち三千億の追加減税を税額控除、しかも一括戻し税方式で行うことは、低所得者層に効果の大きい減税方式として、所得控除の引き上げ方式よりもより適切であり、その上に、今日の財政政策上の一つの課題となつてゐる景気対策の面でも一定の効果を持つものになってゐるのであります。

これは、今後の減税政策のあり方について制度的な再検討を考へる布石と位置づけられてゐるのであり、特に低成長経済のもとでは、自然増収に制約があり、減税財源の確保が問題になる現状では、より公平、公正な減税方式を採用していくことが必要であることから、それへの検討の足がかりを得たものともい得るのであります。

減税の仕方として、税額控除がより公平なやり方でありますが、低所得者層中心の減税を考へていけば、当然課税最低限以下の層に對する配慮も必要になり、それは今後の大きな課題として残されたことでもあります。今回の追加減税の對象を前年度納税者としたことによつて、昨年の収入額が四大家族のサラリーマンでは百八十三万円から二百一十五万円の間の層に一つのメリットが及ぶ結果となつてゐるものであります。このように、非納税者の中でも社会保障の對象外に置かれてゐる中間層の対策を講ずる時期を迎えてゐると言え

るのであります。

一方、公平な税制の観点に立てば、納税の公平も欠かせないことで、応能負担原則の適用が一層求められております。租税特別措置による減免税制度は、それ自身が公平に反するもので、抜本的整理を行うことが必要であります。同時に、大企業、高額所得者、資産所得者など、負担能力のある層に税源を求めることとあります。低成長経済のもとで福祉政策の充実を図るためには、税制の所得再配分機能を高めていかざるを得ないことは明白であり、それが今後の減税要求の最大の意義となつてきているのであります。そのことが、今回の場合には減税財源の具体的提示となつてあらわれ、従来のような単純な減税要求との質的相違があつたわけで、減税財源のいかんによつてはその意義も半減するといつてもよい性格のものであります。それを一言で言えば、不公平税制の是正によつて減税財源を確保することであり、それが政府に与えられた責任でもあつたのであります。

ところが、本法案の内容は、五十一年度発行予定の特例国債に財源を求めており、これは赤字財政からの脱却という財政課題に逆行するものであり、容認できないのであります。また特例国債を発行する間は、前年度剰余金を、財政法第六条第一項の規定にかかわらず、その全額を償還財源として繰り入れていく方針を、政府自身確約しながら、みずから手ではここにしようとするという許されないことで、政治不信の一つの要因ともなりかねないのであります。

国債発行期限を五月まで延長したのも、特例国債依存を極力抑えようとするための便法であつたことなどから見ても、政府の対応は安易にしてかつ危険な方策と断定せざるを得ません。これがまず第一の反対理由であります。

第二には、野党が提示した具体的財源対策を無視したことであり、五野党共同案の財源対策の内容は、いずれも現実的なものだけを提示したわけで、実行できない

理由はないと言つてもよいのであります。しかも、減税額が三千億円にとどまつたことから、なおのこと現実的な財源対策になつたのであります。給与所得控除を八百五十万円で頭打ちにすること、利子配当所得課税の実施時期を繰り上げること、会社臨時特別税を復活すること、交際費課税を強化して限度超過額に一〇〇％課税すること、金融保険業などの貸倒引当金の引当率を一律に千分の五まで縮小すること、加えて、第二種の有価証券取引税の税率を引き上げることなどで、三千億円の減税財源に倍する財源が得られるのであります。これらの増税対策は、税負担能力の点や、さらに需要の縮小をもたらさないという景気政策の面から見て、政策的妥当性を持つものであります。

特に、税収額の大きな利子配当所得課税の強化については、政府の昨秋の方針では、五十三年一月実施ではなく、本年度後半からをもちろんでいたはずであります。これらの増税案は、税制の公平化を図り、所得の再配分機能を強めるものであつて、決して個人消費の減退を引き起こして、景気対策上マイナスと言へる性格のものではありません。

また、法人税の關係でも、会社臨時特別税は高収益を上げた企業からの増徴であつて、負担能力は十分であるし、貸倒引当金の実態は、第一勧業銀行の例で見ると、一千億円近い引当金のうち、目的使用されたのはわずかに四百八百万円にすぎず、きわめて少ないと言わざるを得ません。政府が現行千分の八の引き当率を漸次引き下げて千分の五にするとの方針を、本年度から一挙にその水準に縮小しても何ら障害は起さないのであります。企業課税の強化は望ましくないとの考え方は、現在の景気の実態で民間の投資が起さないのであります。最終需要が喚起されないことによるものであつて、そのため企業の手元資金には余裕があること、また負担能力のある企業に課税することを無視した考えで、現状には当てはまらないのであります。これが第二の反対理由であります。

昭和五十一年四月二十日

第三には、不公平税制の是正に向かつて一歩でも前進しようとの姿勢が見られないこととあります。

五十三年度に不公平税制を是正するとの合意がありますが、現時点で実施できることは着手すべきであつて、そのためには、さきに指摘した五野党共同の財源案を一部でも取り入れるべきであり、そのほかにも医師の社会保険診療報酬課税の特例の廃止、高額所得者に対する付加税の創設、富裕税の新設あるいは退職給与引当金の縮小など、いわゆる現実的と言ひ得る、今年度中にもその意思があれば実行できる政策が多くあります。省令改正にゆだねられて減価償却期間の耐用年数の延長などは言ひまでもありません。これらの改革を行えば、減税財源はもとより、公債発行額も減額できるのであります。政府にはその意欲を見ることができません。

最後に強調しておきたいことは、今回の減税実施の大きな意義は、歳入法案を審議する当委員会が、十分な資料づくりと税務行政の改革を展望する重要性が一層高まつていることを示したことであり、それは高成長型、資本蓄積型税制を生活優先に、福祉充実型税制に転換するために減税、増税の両面にわたる根本的検討を緊急課題としたこととあります。この点から見て、政府の姿勢に大きな欠陥のあることを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○小淵委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案について反対の討論を行うのであります。

以下、主な理由を述べます。
その第一は、本法案が三千億円の減税上積みについての与野党間、幹事長・書記長会談の合意事項の基本的認識を逸脱していることとあります。つまり、さきの合意事項は、減税方式については、税額控除方式として議員立法で定め、財源に

ついては、政府に一任というものであつたのであります。この財源について政府に一任という項目は、福田総理が国会の本会議や予算委員会、減税するために赤字国債の増額はしない、また、会談の当事者である大平幹事長が大蔵大臣時代に、今後剰余金があれば全額赤字国債の減債資金としたいという趣旨の発言を受けているものであり、本法案のように剰余金の流用や赤字国債の発行による安易な財源対策を規定したものではありません。この意味において、本法案は、国民的要望を受けて決まつた与野党合意事項を軽視するものであり、容認することはできないのであります。

第二は、政府の経済運営や減税の財源対策が余りにも安易過ぎるということとあります。本年度は始まつて以来まだ一カ月も経過してないのに、自然増収が見込めないと見込み見積もりに悲観的な決定を下すことは、政府が景気回復に對し熱意がないことを示すとともに、不況下で苦悩する国民に心理的ダメージの追い打ちをかけることとなります。

また、行ふべき財源対策としては、税の自然増収が望めるように景気回復を早めることを初めとして、われわれが減税財源として提示した給与所得控除の頭打ち、利子配当所得課税の強化、交際費課税の強化、金融保険業の貸倒引当金の縮小など、不公平税制の是正や予備費、経費の節減など多くの努力すべき項目があるのであります。こうした努力を放棄したり、努力すべき方法を明確にしない本法案には反対せざるを得ないのであります。

第三は、本法案が財政法の基本をゆがめ、財政運用の節度を失つておられます。わが国の財政法は、私が申すまでもなく、単年度主義、均衡財政を基本としておられます。この点から言ふならば、まず、今回の政府の措置は、一方では赤字国債を発行しながら、もう一方では剰余金を確保しようとする実には不可解なものであります。もし、税の自然増収による剰余金があるならば、それは当然赤字国債の減債に充てられることを

第一とすべきであり、均衡財政を守ることにつながらざるべきであります。したがって、今回の措置は財政法の拡大解釈であると断ぜざるを得ないのであります。

また、五十一年度の赤字国債を五十二年度減税財源に充てることは、五十一年度財政特例法が五十一年度的一般会計歳出の財源に充てるため発行できるとの規定を破るものであります。

しかも、赤字国債の発行期間を年度中の三月三十一日から出納整理期間内の五月三十一日までとするに於いて、われわれは反対をしたのであります。政府はこの措置の趣旨が、税収の確定がおくれるので、その過不足を調整するためのものであるとして設立されたものであったのであります。しかし、本法案は、設立の趣旨を破棄するばかりでなく、財政単年度主義にも反するものであります。

このように、政府の御都合主義による財政運営は、財政法の基本精神を踏みにじり、節度を失った財政が国民に与える被害は多大であることから考へると、国民軽視と言わざるを得ないのであります。したがって、私は、本法案について反対せざるを得ないのであります。

以上、私の反対討論を終わります。(拍手)

○小淵委員長 永末英一君。

○永末委員 私、民社党を代表いたしましたし、ただいま上程いたしております昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行います。もともとこの法律は、昭和五十一年分所得税納税者に対し、五十二年所得より特別減税をするためのものでございます。しかしながら、この内閣提出の法案作成に当たるとる政府の態度はまことに不適切でございます。政治の動きに対してまことに鈍感である。いや、鈍感を装って自己の作成いたしました政策並びに予算にすぎりつこうとしておられる態度でございます。それは、この元法でございます。特別減税のための臨時措置法案がたまたいま大蔵委員長の発議になり、そして内閣の意見

聴取を求められまし、坊大蔵大臣はこれに對しまして、やむを得ないものと考えますと申し述べました。このやむを得ないものと考えるという趣旨は、いやだがやるといふことではないかと、いろいろな予算委員会以来のいきさつ上その政治的な結論として、内閣を支持しております自民党もまた合意の上で今回の特別減税が実施せられることになり、そしてそれは大蔵委員会の一致した意見により、大蔵委員長の発議になってあらわれたのが先ほどの法律であります。だといはしますと、それに対する内閣の意見は、喜んでやるといふこととてなくてはならぬのに、やむを得ないものと考えますでは、まことにその態度不適切であると言わなければなりません。

もともと、私どもは、この特別減税の財源は五十二年度中に一般国民に負担のかからぬ方法で政府がこれを求めるべきであると考えてまいりました。そして、そのでき得ることの案につきましても、いろいろなことを提示してまいりました。ところが、政府はわれわれの案を一顧だにせず、今回提案されたような内容を盛り込んだのであります。しかも、われわれの主張によつて財源を求めるならば五十二年度予算は修正をせられるべき問題でございます。恐らくは、政府は予算の修正に手を触れることをいやがり、このような内容の法案をまとめたものと思ひます。

しかし、問題は、この減税を受ける国民が、いかに政府が真摯な態度でいろいろなところに目を配り、租税負担の不正を改め、行政の内容について改革を行い、そうしてその結果を国民に分け与えるという意味で減税を実施するのである、実はこういうことが必要であつたのでございます。この法をとらざつて、この法案に盛り込まれたような安易な道をとつたことはまことに遺憾であると言わなくてはなりません。この特別減税によつて政治に対する国民の信頼をつなぎ得ると考えました私どもの意思は、ここにおいて画餅に帰したと言わざるを得ません。内容を精査いたしますに、第一に、政府は、そ

の財源として五十一年度の剰余金を充てようといふのでございますが、これは財政法六条によつて、公債の償還財源に剰余金の二分の一以上を充てようとしてゐる趣旨を否定するものでございまして、これでは、赤字国債の処理等につきましましてわれわれが非常に将来を心配しておりますその心配がすであらわれたいと言わざるを得ません。政府の都合によつて法律を変えて、そうして借金をなす態度をこまかそうといふのであります。いや、不熱心であるといふことであつてもならぬのでございまして、こういう処理の仕方につきましては、国民は安心して減税を受ける気にならぬと言わなくてはならぬと思ひます。

第二の、五十一年特別公債の発行を財源とする。この問題は、そのことの本質におきましては、結局のところ、特別公債でございますから赤字公債で減税をする、こういうことになりま。現代の負担を後代の国民に押しつける、こういうことは、いま減税を今年度で受けようとする国民の本意とするところではないとわれわれは考えます。

以上の理由によりまして、私どもは、政府は行政努力を五十二年度内に行つて、そうしてこの財源を求める努力をすべきであると考え、本法案に反対をいたすものであります。(拍手)

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案について、反対の討論を行います。反対理由の第一は、本法案が国債の早期償還の原則に反する点であります。

国債の大量発行が常態化している今日、財政健全化のためにその早期償還はきわめて重要であります。だからこそ、剰余金の減債基金繰り入れを二分の一以上と定めるなど、早期償還の法律的措置が講じられてゐるところであります。政府の償還計画が単に償還予定表にすぎない事態のもとにおいてはこの点は特に重要であると言わねばなり

ません。しかるに本法案は、財政法の第六条第一項を適用せず、償還財源確保の原則に反するものであり、認めることはできないのであります。

第二は、本法案が赤字国債解消の方針に反する点であります。

この点の重要性は言うまでもありませんが、財政健全化の立場からすれば、国債未発行枠の使用については極力抑制すべきであります。しかるに本法案は、当該年度の必要不可欠な歳出に充てるための国債発行を認めようとするのではなく、次年度の財源捻出のためのものであり、前記財政原則に反するものとして、容認できないところであります。

第三に、本法案は政府の国会における公約に違反するものであります。

政府は五十二年度追加減税の財源として赤字国債は発行しない旨国会で明確に答弁するとともに、その財源に關しては、五十二年度の年度間を通してその確保に努力する旨を明確に答弁したところであります。しかるに本法案は、赤字国債の発行による繰越剰余金をその財源とするものであり、明らかに公約違反であり、かつ五十二年度全体の歳入歳出の見直しを見きわめないうまま本法案による措置をとることは、その点からも容認できないところであります。

第四に、本法案はさきに成立した自民党を含む六党首脳会談の結果にも反するものであります。

六党会談において、追加減税の財源確保は政府の責任においてなされることを前提とし、その具体的な内容に關しては、わが党は、その野党は、不正税制の是正をその基本とし、とりわけ赤字国債をその財源としないよう強く主張したところであります。前記政府答弁もその経過を踏まえてなされたものであり、本法案はその意味で六党首脳会談の合意の趣旨にも反して、容認しがたいところであります。最後に、わが党は、政府が今後とも赤字国債の発行の縮減に努め、不正税制の是正を進めるよ

う強く要求するとともに、追加減税法案の実施に当たっては、その職務に従事する国税職員の労働強化を招かないよう、事前に十分理解と協力を得るため最善の努力を尽くすべきことを求めて、反対の討論を終わります。

○小淵委員長 これにて討論は終局いたしました。
○小淵委員長 これより採決に入ります。
昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のための財政処理の特別措置に関する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○小淵委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小淵委員長 次に、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。坊大蔵大臣。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○坊岡務大臣 ただいま議題となりました航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国の貿易が拡大を続ける中において特に航空運送貨物の増加には著しいものがあります。このような情勢にかんがみ、航空運送貨物に係る税関手続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため関税法等の特例を定めるとともに、電子情報処理組織を運営する航空貨物通関情報処理センターの設立等に関し所要の規定を設けたことといたしまして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。
第一に、電子情報処理組織による税関手続について申し上げます。
納税申告その他の税関手続は、現行法では原則として書面によることとされておりますが、これを電子情報処理組織を使用して行うことができることといたしております。

また、電子情報処理組織を使用して税関手続を行う場合の関税等の納付について、振替納税制度を導入することといたしております。
第二に、電子情報処理組織の運営を行う航空貨物通関情報処理センターについて申し上げます。
センターの資本金は、電子情報処理組織を共同で利用する政府及び民間が出資することとし、その設立には、通関業等に関する専門的知識を有する者が発起人となり、大蔵大臣の認可を要することといたしております。

このほか、センターの運営の適正を期するため、その監督、役職員の守秘義務等につきまして所要の規定を設けることといたしております。
以上、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小淵委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、来る二十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時三十六分散会

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特別減税の額(第四条)
- 第三章 特別減税額に係る還付及び申告等(第五条—第十二条)
- 第四章 雑則(第十三条—第十六条)
- 第五章 罰則(第十七条—第十九条)

第一章 総則

- 第一条 (趣旨) この法律は、一年限りの特例措置として、昭和五十一年分の所得税について、特別減税を行うための必要な事項を定めるものとする。
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
 - 二 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。
 - 三 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。
 - 四 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。
 - 五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十

- 七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)をいう。
- 六 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。
- 七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。
- 八 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。
- 九 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。
- 十 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。
- 十一 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。
- 十二 昭和五十一年分所得税 居住者に係る昭和五十一年分の所得税(所得税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十四号)第四条第一項において「所得税法改正法」という。附則第二条の規定及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号)イにおいて「租税特別措置法改正法」という。附則第二条の規定が適用されたものをいう。以下同じ。又は非居住者に係る昭和五十一年分の所得税(所得税法第六十五号に規定する総合課税に係る所得税に限る。))で、次に掲げる所得税及び附帯税を含まないものをいう。
- イ 租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)以下「旧租税特別措置法」という。第三条第一項、第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定により課される所得税並びに旧租税特別措置法第四十一条の六第一項の規定により徴収された所得税で同条第二項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び旧租税特別

措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徴収される所得税とみなされたもの

ロ 旧租税特別措置法第三条の三第四項の規定により徴収された所得税で同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び旧租税特別措置法第八条の三第四項の規定により徴収された所得税で同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの

(特別減税を受けることができる者)
第三条 居住者又は非居住者は、この法律により、その者の昭和五十一年分所得税につき、特別減税を受けることができる。

第二章 特別減税の額

(特別減税額)
第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者について六千四百(昭和五十一年分所得税につき適用される所得税法改正法による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。))第八十三条第三項に規定する配偶者控除に係る控除対象配偶者又は旧所得税法第八十四条第四項に規定する扶養控除に係る扶養親族を有する居住者については、当該金額に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき三千円を加算した金額とする。ただし、当該金額が当該居住者又は非居住者の昭和五十一年分所得税額を超える場合には、特別減税の額は、当該昭和五十一年分所得税額に相当する金額とする。

2 前項に規定する昭和五十一年分所得税額とは、昭和五十一年分所得税につき旧所得税法第二編第二章第四節、第三章、第四章及び第六百六十五条並びに旧租税特別措置法第八條の六、第十條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二、第二十八條の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十八條、第三十九條、第二章第五節第一款、第四十一条の四及び第四十一条の五の規定を適用して計算した所得税の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する特別減税の額及び昭和五十一年分所得税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
4 第一項に規定する特別減税の額は、特別減税額という。

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等
(居住者の申告税額に係る特別減税額の還付)
第五条 昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税について、確定申告書(旧所得税法第二百二十条第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書並びに旧所得税法第二百二十三條第一項並びに第二百二十六條第二項及び第二百二十七條第三項の規定による申告書を除く。)を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その者が、第十条第一項に規定する基準日在職者に該当する者である場合には、申告税額対応減税額を有する者に限る。)は、納税地の所轄税務署長に対し、特別減税額(当該申告税額対応減税額を有する者については、特別減税額のうち当該申告税額対応減税額に相当する部分の金額)に相当する所得税の還付を請求することができる。

2 前項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人(包括受遺者を含む。)は、当該死亡した者に係る同項に規定する税務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。
3 第一項又は前項の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載した還付請求書を第一項又は前項に規定する税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特別減税額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求に係る金額を限度として所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。
5 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の間は、第一項又は第二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。
6 第一項に規定する申告税額対応減税額とは、昭和五十二年六月一日以前に、第十条第一項に規定する基準日在職者が昭和五十一年分所得税について確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その者の同項に規定する給与特別減税額が特別減税額に満たないときにおける特別減税額から当該給与特別減税額を控除した金額をいう。
7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六條 前条第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第二百二十四條第一項(旧所得税法第二百五條第五項において準用する場合を含む。)又は第二百五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。
2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしない死亡した場合について準用する。
3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

第七條 居住者は、昭和五十二年六月二日以後において昭和五十一年分所得税の確定申告書(旧所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び旧所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を除く。)を提出する場合には、当該申告書に旧所得税法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十一年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに旧所得税法第二百二十二條、第二百二十八條、第二百三十八條及び第二百三十九條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

旧所得税法 第二百二十條 第一項第三 号	所得税の額	所得税の額及び昭和五十一年分所得税の特別減税の額の合計額
旧所得税法 第二百二十條 第一項第五 号	政令で定める金額がある場合には、当該金額	政令で定める金額若しくは昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(基準日在職者に係る給与特別減税額の還付)に規定する給与特別減税額がある場合には、これらの金額

第六條 前条第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第二百二十四條第一項(旧所得税法第二百五條第五項において準用する場合を含む。)又は第二百五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。
2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしない死亡した場合について準用する。
3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

第七條 居住者は、昭和五十二年六月二日以後において昭和五十一年分所得税の確定申告書(旧所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び旧所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を除く。)を提出する場合には、当該申告書に旧所得税法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十一年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに旧所得税法第二百二十二條、第二百二十八條、第二百三十八條及び第二百三十九條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條 前条第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第二百二十四條第一項(旧所得税法第二百五條第五項において準用する場合を含む。)又は第二百五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。
2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしない死亡した場合について準用する。
3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

第七條 居住者は、昭和五十二年六月二日以後において昭和五十一年分所得税の確定申告書(旧所得税法第二百二十條第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書及び旧所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を除く。)を提出する場合には、当該申告書に旧所得税法第二百二十條第一項各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十一年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに旧所得税法第二百二十二條、第二百二十八條、第二百三十八條及び第二百三十九條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條 前条第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以前に、昭和五十一年分所得税についての確定申告書を旧所得税法第二百二十四條第一項(旧所得税法第二百五條第五項において準用する場合を含む。)又は第二百五條第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。
2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をしない死亡した場合について準用する。
3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。

法第四十一条の二又は第四十一条の五の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた旧所得税法第九十条第二号に掲げる税額(当該基準日在職者がその者の当該給与等の金額が千万円を超えることにより同条の規定が適用されなかつた者である場合には、当該基準日在職者に対し当該主たる給与支払者が昭和五十一年中に支払うべきことが確定した給与等につき旧所得税法第八十三条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額)をいう。

3 税務署長は、基準日在職者が昭和五十二年六月一日以前に昭和五十一年分所得税につき確定申告書を提出し、若しくは更正を受けたことによりその者の特別減税額が給与特別減税額に満たないと認められる場合、又は基準日在職者の給与特別減税額の計算がこの法律の規定に従つていなかつた場合その他その調査したところと異なる場合には、大蔵省令で定めるところによりその旨及び当該特別減税額又は給与特別減税額を当該基準日在職者に係る主たる給与支払者に通知しなければならぬ。

4 特別減税額に係る前項の通知を受けた主たる給与支払者は、当該通知に係る基準日在職者に対する第一項の規定による還付については、当該通知に係る特別減税額を基礎として計算した給与特別減税額により行わなければならない。ただし、主たる給与支払者が同項の規定による還付をした後において特別減税額又は給与特別減税額に係る前項の通知を受けた場合には、当該主たる給与支払者は、当該通知を受けた日以後に当該通知に係る基準日在職者に対し最初に支払う給与等又は所得税法第九十九条に規定する退職手当等の支払の際、その者に当該還付をした金額のうち当該通知に係る特別減税額又は給与特別減税額を超える部分の金額に相当する所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 前項ただし書の規定により徴収して納付すべき所得税は、主たる給与支払者については、源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法及び国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の規定を適用するものとし、基準日在職者については、当該所得税に相当する金額は第一項の規定による還付を受けなかつたものとみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(更正又は決定の場合の特別減税)
 第十一条 昭和五十二年六月二日以後に、居住者又は非居住者の昭和五十一年分所得税に關し更正又は決定をする場合には、第四条第一項に規定する昭和五十一年分所得税額から特別減税額を控除するものとする。

(特別減税額に係る国税通則法の適用の特例)
 第十二条 第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による還付を受けた場合には、その者に係る昭和五十一年分所得税については、当該還付に係る還付請求書に記載された特別減税額(第五条第四項の規定により、税務署長が還付した還付金の額を限度とする。)は、昭和五十二年六月一日以前に提出された確定申告書又は同日以前にされた更正若しくは決定に係る通知書に記載された国税通則法第二条第六号ホ又はへに掲げる事項とみなして、同法中申告、更正若しくは決定又は更正をすべき旨の請求に關する規定を適用する。この場合において、当該確定申告書又は当該通知書に記載された納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額については、当該納付すべき税額から当該特別減税額を控除した後の税額又は当該還付金の額に相当する税額に当該特別減税額を加算した後の税額が記載されていたものとみなす。

2 居住者又は非居住者が昭和五十一年分所得税につき特別減税を受けた場合におけるこれらの者が納付すべき昭和五十一年分所得税に係る附帯税に關する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第七条(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。)の規定による軽減又は前条の規定による控除を受けた場合には、その確定申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき昭和五十一年分所得税に係る附帯税の額の計算の基礎となる税額は、当該納付すべき所得税の額に当該軽減又は控除に係る特別減税額(政令で定める場合には、政令で定める税額。以下この号において同じ。)を加算した後の税額とし、当該計算の基礎となる税額のうち当該軽減又は控除を受けた特別減税額に相当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の末日は、当該確定申告書の提出の日又は当該更正若しくは決定に係る通知書を発した日とする。

二 昭和五十一年分所得税について納付すべき税額を減少させる更正で前条の規定による特別減税額の控除を伴うものがあつた場合においても、当該特別減税額に相当する税額に係る更正の効力は、既に納付すべき税額が確定した附帯税に及ばないものとする。

三 第五条第四項の規定による還付を受けた所得税に係る特別減税額又は第七条の規定による軽減若しくは還付若しくは前条の規定による控除を受けた特別減税額が過大であつたことに伴い、昭和五十一年分所得税についてこれらの還付に係る還付金の額に相当する税額を減少させ、又は納付すべき税額を増加させる修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額のうちこれらの特別減税額に相当する税額について国税通則法第六十条第二

項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の始期は、これらの還付のための支払決定をした日若しくはこれらの還付に係る還付金につき充当をした日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)又は当該軽減若しくは控除を受けた特別減税額に係る確定申告書の提出の日若しくは更正若しくは決定に係る通知書を発した日の翌日とする。

第四章 雑則

(基準日在職者の還付金の支払明細書)
 第十三条 第十条第一項に規定する基準日在職者に対し同項の規定により所得税の還付をする同項に規定する主たる給与支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

(当該職員質問検査権)

第十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、この法律に基づく特別減税に關する調査に於て必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 この法律に基づく特別減税を受けることができる者又は当該特別減税を受けることができる者として認められる者
 二 第十条第一項の規定による所得税の還付をする義務がある者又は当該還付をする義務があると認められる者
 2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 所得税法第二百三十六條の規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が第一項の規定による質問又は検査をする場合について準用する。(特別減税額に係る国に対する請求権の期間制

限)

第十五条 この法律に基づく特別減税額に係る国
に対する請求権で、第七條後段の規定により読
み替えられた旧所得税法第二十條第一項又は
第八條第一項後段の規定により読み替えられた
旧所得税法第二十四條第一項(旧所得税法第
百二十五條第五項において準用する場合を含む
。)若しくは第百二十五條第一項(これらの規
定を第九條において準用する場合を含む。)の
規定による申告書を提出する義務がある者に係
るものは、当該申告書に係る昭和五十一年分所
得税につき国税通則法第七十條及び第七十一條
の規定により更正又は決定をすることができ
る期間を経過した日以後においては、これを行使
することができない。

2 この法律に基づく特別減税額に係る国に對す
る請求権(前項に規定する請求権を除く。)につ
いては、当該請求権を有する者に係
る昭和五十一年分の所得税の還付金に係る国に
對する請求権とみなして、国税通則法第七十四
條の規定を適用する。前項の期間内に行使され
た請求権に基づき生じた還付金に係る国に對す
る請求権についても、また同様とする。

(政令への委任)
第十六條 第五條から前條までに定めるもののほ
か、この法律の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

第五章 罰則

第十七條 次の各号の一に該當する者は、一年以
下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第十四條第一項の規定による当該職員の評
問に對して答弁せず若しくは偽りの答弁を
し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ
若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書
類を提示した者

第十八條 次の各号の一に該當する者は、十万円
以下の罰金に處する。

一 偽りその他不正の行為により、第五條第四

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十二号

項(第六條及び第九條において準用する場合
を含む。)の規定による還付を受け、又は第七
條後段(第八條第一項及び第九條において準
用する場合を含む。)の規定により読み替え
られた旧所得税法第二十條第一項第三号に
規定する特別減税額に係る同号に規定する所
得税の額につき所得税を免れた者

二 第十條第一項の規定により還付すべき所得
税を還付しなかつた者

三 第十條第四項の規定により徴収して納付す
べき所得税を徴収せず、又は当該所得税を納
付しなかつた者

四 第十三條に規定する支払明細書を同條に規
定する還付の際当該還付を受ける者に交付せ
ず、又はこれに偽りの記載をして当該還付を
受ける者に交付した者

第十九條 法人(所得税法第二條第一項第八号に
規定する人格のない社団等を含む。以下この項
において同じ。)の代表者(当該人格のない社団
等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務又は財産に關して前二條の違反行為を
したときは、その行為者を罰するほか、その法
人又は人に対して各本條の罰金を科する。

2 前項に規定する人格のない社団等について同
項の規定の適用がある場合には、その代表者又
は管理人がその訴訟行為につきその人格のない
社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑
者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を
準用する。

附則

この法律は、昭和五十二年六月一日から施行す
る。

理由

昭和五十一年分の所得税について、一年限りの
特例措置として、特別減税を実施する必要がある
ことが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年四月二十日

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三千億円である。

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のた
めの財政処理の特別措置に關する法律案

昭和五十一年分所得税の特別減税の実施のた
めの財政処理の特別措置に關する法律
(剰余金処理の特例)

第一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)
第六條第一項の規定は、昭和五十一年度の一般
會計歳入歳出の決算上の剰余金については、適
用しない。

(公債発行の特例)
第二條 政府は、昭和五十二年五月三十一日まで
の間において、昭和五十一年度の公債の発行の
特例に關する法律(昭和五十一年法律第七十三
号)第二條(発行目的に係る部分に限る。)の規
定にかかわらず、昭和五十一年分所得税の特別
減税のための臨時措置法(昭和五十二年法律第
号)に定める特別減税の実施による租税収
入の減少を補うのに必要な財源の一部に充てる
ため、同條に規定する国会の議決を経た金額の
うちこの法律の施行の日までに発行しなかつた
金額の範囲内で、当該財源を確保するのに必要
な金額を限り、同條の規定により公債を発行す
ることができ、この場合において、当該公債
に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とす
る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和五十一年分所得税の特別減税の実施による
租税収入の減少を補うため、昭和五十一年度の一
般會計歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例を
定めるとともに、特別減税の財源を確保するのに
必要な金額を限り、同年度の特例公債の発行残額
の範囲内で、特例公債を発行することができるこ

とする必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法
律案

航空運送貨物の税関手続の特例等に関する
法律

目次
第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 電子情報処理組織による税関手続(第
三條・第五條)

第三章 航空貨物通関情報処理センター
第一節 総則(第六條・第十四條)
第二節 設立(第十五條・第二十條)

第三節 管理(第二十一條・第三十三條)
第四節 業務(第三十四條・第三十五條)
第五節 財務及び會計(第三十六條・第四十
三條)

第六節 監督(第四十四條・第四十五條)
第七節 雜則(第四十六條・第四十七條)

第四章 罰則(第四十八條・第五十一條)

附則
第一章 總則
(趣旨)

第一條 この法律は、航空運送貨物に係る税関手
続を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確
に処理するため、関税法(昭和二十九年法律第
六十一號)、酒税法(昭和二十八年法律第六號)、
砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八號)、揮
発油税法(昭和三十一年法律第五十五號)、地方
道路税法(昭和三十年法律第四四號)、石油ガス
税法(昭和四十年法律第五十六號)、物品税法
(昭和三十七年法律第四十八號)、トランプ類税
法(昭和三十一年法律第七十三號)、国税通則
法(昭和三十七年法律第六十六號)、輸入品に對
する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十
七年法律第三十七號)及び通関業法(昭和四十
二年法律百一十二號)の特例を設けるとともに

九

に、電子情報処理組織により処理される航空貨物業務の適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子情報処理組織 公衆電気通信法昭和二十八年法律第九十七号の規定に基づき、第三章に規定する航空貨物通関情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税関及び通関業者その他の航空貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 二 航空貨物業務 航空運送貨物に係る税関手続その他の政令で定める業務をいう。
- 三 関税等 関税及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する国内消費税をいう。

第二章 電子情報処理組織による税関手続
(電子情報処理組織による申告又は処分等の通知等)

第三条 税関長は、航空運送貨物に係る関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続(以下「申告等」という。)又は申告等に対する処分の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により行われた申告等又は処分等の通知は、前条第一号の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税関に到達し、又は税関から発せられたものとみなし、処分等の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

3 第一項の規定により行われた申告等又は処分等の通知については、当該申告等又は処分を畫面の提出又は送達により行うものとして規定した関税等に関する法令の規定に規定する畫面の提出又は送達により行われたものとみなして、関税等に関する法令の規定を適用する。

出又は送達により行われたものとみなして、関税等に関する法令の規定を適用する。

4 大蔵大臣は、前条第一号の入出力装置を設置する税関を官報で告示するものとする。

(口座振替納付に係る納付書の送付等)
第四条 税関長は、前条第一項の規定により申告等を行つた場合において、預金の払出しとその払い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関(第二条第一号の入出力装置が設置されている金融機関に限る。)に委託して行おうとする者(通関業者を含む。)から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確實であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2 前項の依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなして、関税法第七十二条(関税等の納付と輸入の許可)の規定を適用する。

3 第一項の依頼により送付された納付書に基づき関税等が政令で定める日までに納付された場合には、その納付は当該納付書の送付の日にされたものとみなして、延滞税に関する規定を適用する。

(通関士の審査)
第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等(通関業法第十四条(通関士の審査等)に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。)を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならぬ。

第三章 航空貨物通関情報処理センター
第一節 総則
第六條 航空貨物通関情報処理センターは、航空

貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)
第七条 航空貨物通関情報処理センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)
第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。
第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。(持分の払戻し等の禁止)
第十条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。(持分の譲渡等)
第十一条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。(名称)
第十二条 センターは、その名称中に航空貨物通関情報処理センターという文字を用いなければならぬ。

2 センターでない者は、その名称中に航空貨物通関情報処理センターという文字を用いてはならない。

(登記)
第十三条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。(民法の準用)
第十四条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。

第二節 設立
第十五条 センターを設立するには、通関業、航空運送事業その他物資の国際的流通に関して専門的知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。
3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。(設立の認可の申請)
第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)
第十七条 大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認

められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、航空貨物業務の迅速かつ的確な処理に資することが確保であると認められること。

(理事長又は監事となるべき者)

第十八条 大蔵大臣は、前条の規定により認可したときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に、前項の理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十九条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十一条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 センターの定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第二十三条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十四条 理事長及び監事は、大蔵大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第二十五条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十七条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十八条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十九条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第三十条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第三十一条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員秘密保持義務)

第三十二条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員公務員たる性質)

第三十三条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第四節 業務

第三十四条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 航空貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 航空貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第四号に掲げる業務を行ううとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第三十五条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十七条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に

従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第三十九条 センターは、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む)をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(大蔵省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第四十四条 センターは、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、センターに対し、その業

務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(出資者原簿)

第四十六条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十七条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

第四章 罰則

第四十八条 第三十二条の規定に違反した者は、

一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、五万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第四十四条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第十二条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に航空貨物通関情報処理センターという文字を用いている者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

第四条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「海上災害防止センター」の下に、「航空貨物通関情報処理センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中公害防止事業団の項の次に次のように加える。

航空貨物通関情報処理センター	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第 号)
----------------	------------------------------------

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中公害健康被害補償協会の項の次に次のように加える。

航空貨物通関情報処理センター	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第 号)
----------------	------------------------------------

理由

最近における航空運送貨物の著しい増加に対処し、航空運送貨物の輸入申告等を電子情報処理組織を使用して迅速かつ的確に処理するため関税法等の特例を定めるとともに、電子情報処理組織に

より処理される業務の適正な運営を図るため所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

